地域政党 品川・生活者ネットワークの吉田 ゆみこ、会派 品川みらい(無所属・立憲・ネット)を代表して一般質問を行います。

Ⅰ，最初に、地方自治法改定に対する品川区の考え方ついてです。

　この度の地方自治法改定は、憲法92条の地方自治の基本原理に反する改悪と言わざるをえません。国と地方自治体の関係は2000年の地方分権一括法で、それまでの「国が上、地方が下」という関係から対等の関係になりました。それがこの度の改定により、上下の関係に戻ることを意味します。

　　それどころか地方分権一括法以前でも、国の指示権は当時の機関委任事務の範囲にとどまっていたものが、この度の改定では、国の指示権が及ぶ範囲が法定受託事務はもちろんのこと自治事務も含まれると読み取れます。つまり、地方分権一括法以前への逆戻りより、もっと悪くなることが危惧されます。

　　この事態に対し、日本弁護士連合会は反対の意見書を取りまとめ、本年１月19日に内閣総理大臣と、総務大臣にあてに提出されたとのことです。

　地方自治を揺るがす事態を受けて、私、吉田ゆみこも総務省自治行政局長あてに公開質問状を送付。また、国会議員の仲介で、数名の弁護士とともに総務省の担当職員に直接面談、質問する機会を得ましたので、弁護士諸氏の質問に併せて私の疑問点も直接問いただしました。

当日、総務省の担当者に質問をした中から２点取り上げます。

一つ目は「地方自治法改定について、自治体から意見を聞いたのか？具体的にどのように聞いたのか？」ということ。

二つ目は、260条の49「指定地域共同活動団体の指定」についてです。

この、総務省に対する2点の質問を踏まえて、以下質問します。

１．本改定案検討過程における品川区としての、国への意見提出について

まず、総務省担当者に対し、自治体からの意見聴取の有無を質した意図は、このように地方自治の在り方に重大な変更を加える法案について、地方公共団体の意見を聴かないことはあり得ないと考えたからです。総務省の答えは「2024年1月26日と2月5日に地方六団体に対して情報提供を行った」ことを以て「意見を聴いた」というもの。それは意見聴取とは言えないのでは？とさらに問いましたが、「情報提供をした以上、意見を求める意味だ」ということでした。

この総務省担当者の答えは容認しがたいものですが、とは言え、この2回の情報提供が地方自治体に意見聴取を求めるものであったなら、自治体としての品川区は意見を言うべきであったと考えます。

　品川区は今回の地方自治法改定に対して、何か意見を言ったのか否か？意見の内容も含めてお答えください。

２．次に、260条49「指定地域共同活動団体の指定」についてです。

この条項が目指す、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」を促すことに異論はありません。しかし、そういう活動はあくまで「自主的」であるべきです。自治体から「共同活動団体」の指定を受けようとして、活動の自由度や自主性が損なわれることが懸念されます。地域的な共同活動への支援は「活動ごと」に判断されるべきであり「団体」として指定されるのは「自主的な活動」を阻害することに繋がると考え、公開質問に掲げるとともに、総務省との面談の際にも質問しました。答えは「地方自治法改定後も支援は(団体へ、ではなく)あくまで活動ごとに判断する」というものでした。そうならば「団体の指定」は不要と考えます。

　品川区には「地域振興基金を活用した区民活動助成制度」があり、品川区民を対象に活動しているNPO法人、ボランティア団体などが行う地域課題や社会的課題解決のための事業への助成を行っています。この区民活動助成制度のさらなる充実は検討すべきですが、指定地域共同活動団体の指定はするべきではないと考えますが見解を伺います。

３．地方自治法改定に関する3番目の質問は、この度の改定に対する、品川区としての評価です。本年1月23日に出された全国知事会の提言では「国の補充的指示については、事前に地方公共団体との間で充分な協議・調整等を行うことにより、安易に行使されることの無いようにする」ことを求めています。自治体の首長として当然の提言です。

　　品川区としても同様に本自治法の改定は、地方自治の本旨に反するものと受け止め、今後も国に対して地方自治を守る姿勢を貫いくべきと考えます。その姿勢を示すためにも、例えば自治基本条例の制定を、区民と区が一体となって検討すべきと考えますが、区としての見解を伺います。

Ⅱ次に、学校教育の現場における不適切指導と、教員のメンタルケアと職務上の負担軽減についてです。

　この間、いじめへの対応が様々議論となり、まだ課題は多いものの少しずつ対応が進んでいます。これからもしっかり取り組むべき課題ですが、学校現場でのもう一つの大きな課題は、教員による不適切指導です。文科省発行の生徒指導提要の中に「不適切な指導と考えられうる例」が記載されています。

１．ただ、本日の事例は、これらの事例とは趣が異なります。

区立の中学校、義務教育学校ではビブリオバトルが行われていると承知しております。ビブリオバトルとは、参加者が各自おすすめの本を選び、その本の魅力を発表することで競い合う書評合戦です。ある保護者から、その保護者の子弟が通う学校のビブリオバトルで、教員による票の操作があったという情報提供がありました。その教員が票の操作を行った意図は不明ですが、開票作業に関わった生徒に「このことは口外しないように」と口止めをしたことから「不適切な行為」という自覚は持っていたと思われます。その事実を私が知っているのは、口止めされた生徒の少なくとも一人が、教員の指示を守らず保護者に対し「口外」、その保護者から私に伝わった。つまり当該生徒は「先生の指示を守らなかった」わけです。

このような事例が生徒指導提要の不適切指導の例にない理由は、文科省としても「想定外」であったからと推察します。品川区教育委員会としても想定外であろうと思いますし、また、教育委員会としての事実確認ができていない現時点では評価しにくいかと思いますが、当該生徒の訴えが事実であったと仮定した場合、この教員の行為は不適切指導にあたると考えますが見解を伺います。

また、この場合の「教師の指示を守らなかった生徒」の行為は義憤にかられた当然の行為と考えますが、区教委としての評価を伺います。

念のため申し添えておきますが、この事例を質問に取り上げることは当該生徒の許可は得ております。当該生徒は「こんなことをしなくてはならなかった先生もかわいそうだよね」と保護者に言ったそうです。

　ほとんどの教員はこのような行為は行わないと信じております。しかし、一例であっても、許されざる行為です。教育委員会事務局には改めてご報告はさせていただきますが、二度とこのようなことがないよう徹底すべきと考えますが見解を伺います。

②次に体罰および不適切指導の調査についてです。

　都教委は、毎年都内全公立学校の児童生徒を対象に質問紙の配布及び聞き取りによる「体罰等の実態把握」の調査を行っています。かつては記入済みの調査票を、二つ折りにして担任に手渡すという、それこそ不適切な回収方法でしたが、今では担任以外の教員が回収するということです。しかし、集められたアンケートはその学校で開き、集約されたのち、教育委員会に送付されるとのことです。それを知っている生徒は、本当のことを打ち明けにくいのではないかと懸念します。先日６月17日には、岩手県の学校で、アンケートで自分の体罰が指摘されていることを知った教員が、そのアンケートをシュレッダーで破棄し、回答を偽造して処分を受けたという報道がありました。このような行為を防ぐ回収の工夫も必要と考えます。見解を伺います。

　郵送やオンラインの回答なども有効と考えますが見解を伺います。

　また、いじめについては区長部局に第三者的な立場で相談を受け付ける仕組みができました。その相談窓口が、不適切指導についての相談を受けることも、子どもたちの率直な声を聞くために有効と考えますが見解を伺います。

２．ここまで教員の不適切指導について取り上げましたが、一方で教員の職務上の負担軽減とメンタルケアの必要性も痛感しています。

　職務上の過剰な負担が、教員の体調やメンタル上に悪影響を及ぼし、児童・生徒への不適切指導の一因になるのではと危惧します。

　現職の品川区の教員の方にお話を聴きました。病気で休む教員の数が年々増えており、特に30代～40代の教員にメンタルの不調で休む教員が多いと伺いました。

伺います。過去５年間、2019年から2023年までの各年で、病気で休職された教員の数をお知らせください。

教員向けの相談窓口も色々用意されているようですが、どのような相談窓口なのか、どれくらいの方が活用されているのか、どのような相談が多いのか詳細を伺います。

私がお話を伺った教員からは、弁護士に相談できるような窓口の提案がありました。労働環境や、労働上の権利などに詳しい弁護士による相談窓口は有効と考えますが、現状そのような相談窓口はあるのか伺います。

無いのであれば弁護士による相談窓口の設置、設置済みならばその拡充と教員に向けた周知が必要と考えますが見解を伺います。

3．次に教員の負担軽減についてです。メンタルケアが必要になるのも教員の仕事量の多さが大きな要因と考えます。

　教員のためにも、その指導を受ける児童・生徒のためにもまずは教員を増やし、一人一人の教員の仕事量をへらすことが喫緊の課題です。

　ある教員経験者の方からは、昔に比べて東京都に対する報告業務が多すぎる、というご意見も伺がいました。また、現場の先生からは一例として体力測定の入力作業の負担について伺いました。東京都では1年生から9年生までの全員が毎年体力測定を実施するとのことですが、その結果を保護者がタブレットで入力することで集計するとのことです。入力作業が得意な保護者ばかりではないため、そのサポートを教員が行う必要があります。また、家庭でのタブレットへの入力は各家庭にWi-Fi環境が整備されていることが前提で、それがない家庭の入力は教員が代替しており、これも教員の負担になっています。

子どもたちに直接向き合うことが教員の仕事の本旨であるべきところ、本質的でない仕事に忙殺され、その実態が知られることで教員希望者が減る、という悪循環を断ち切る必要があります。

　品川区として、東京都に対して教員の業務を見直すことによる教員の負担軽減を強く求めるべきと考えますが、見解を伺います。

　次に教員の負担軽減策の一環として、エデュケーションアシスタントの活用について伺います。スクールサポートスタッフの業務が事務作業であるのに対し、エデュケーションアシスタントは担任と役割分担をして、授業で子どもたちに直接かかわる役割です。教員の負担軽減とともに、児童生徒にとっても、質問がしやすくなるなどメリットがあると考えます。都教委の資料によれば、子どもたちへの指導の中心はあくまで学級担任で、アシスタントは学級担任の補助の役割なので、教員免許がなくてもなれること、募集は区市町村単位とのことです。本質的な解決は、正規採用の教員の増員ですが、現在の教員の負担軽減を早急に進める対策としてエデュケーションアシスタントの活用は、有効と考えます。

　品川区でのエデュケーションアシスタントの活用についての現状と今後の方向性をお知らせください。

Ⅲ次に障がい者の多様な働き方の確保の質問です。

１．私は2022年の第二回定例議会で「品川区としての障がい者が働く場の広げ方と、その一環として区としての障がい者雇用について」質問しました。その時点で、身体障がい・知的障がい・精神障がいなど様々な障がい種の方が正規職員として40人働いておられるとの答弁がありました。

また、正規の時間働くのが困難な方のために、2022年４月から、各課における資料の印刷や封入、仕分け、データ入力等の軽作業を集約した「業務支援室」を設置、そこで短時間就労の職員として、障害者を会計年度任用職員として５人採用した旨の答弁もありました。

一方で、超短時間就労については2022年6月時点では、週の労働時間が20時間未満の障害者を障害者雇用率に算入する方向で国が検討しているため、その動向を注視していくとの答弁でした。

①質問します。現時点で区の正規職員として働いておられる方の人数をお示しください。２０２２年の時と同様に、すべての障がい種の方が正規職員になっておられるのかも確認させてください。また、現在、業務支援室では、何人の障がい者の方が働いておられるのか、勤務形態と合わせてお知らせください。現時点で「区の短時間雇用で働きたい」という希望者は全て採用できているのかについてもうかがいます。障がい者雇用にあたって配慮している点などもお知らせください。

②2022年6月時点では国の動向を注視しておられた「区としての超短時間雇用」については現在どのように実施されているのでしょうか？現状をお知らせください。

③今後も障がい者の積極的な雇用を求めますが、今後の方向性も伺います。

２，次に、今年度品川区で始まった「民間事業に対して超短時間雇用を促す仕組み」についてです。

　区が障がい者就労支援センター「げんき品川」に業務委託をして、超短時間就労をしたい障がい者の方の登録を促し、一方で超短時間雇用を受け入れる事業者を探してマッチングする事業と理解しています。

　ただ、ある障がい者団体が開いた本事業の研修会では、参加者の中でもこの事業を知る人が少なく、その時点での超短時間就労希望者の登録は1名のみということでした。4月に始まったばかりの事業ですのでやむを得ないかもしれませんが、関心をもって研修会に参加した方たちの中でも事業を知る人が少ないというのは残念に感じました。

①それから1か月半が過ぎた、現時点での就労希望の登録人数をお知らせください。また、超短時間雇用を受け入れる事業者は何社になったか、どんな仕事の登録があったのか、それぞれお答えください。

②また、マッチングの成功事例は何件か、その仕事内容もお知らせください。

③この仕組みが品川区で始まったことは大変評価をするものの、周知不足を感じています。登録企業向け、仕事を探している方向けの両方のチラシについて、配布状況を伺います。

④げんき品川のホームページも確認しましたが、積極的に広報しているようにはみえませんでした。

有意義な事業なので、積極的なアピールを求めますが、今後の広報の方向性を伺います。

⑤その一環でげんき品川にも積極的な広報を促すべきと考えますが、見解を伺います。

３，ここまで超短時間就労について取り上げてきましたが、就労継続A型、就労継続B型で仕事をすることも社会参加の大切な機会です。ところがこれらの事業所で、仕事があまりなく、せっかく通所をしてもやることがない、というお声を利用者の保護者から聞くことがあります。

超短時間雇用（就労）に限らず、就労継続A型、B型の事業所で引き受けられるような仕事も併せて受注できるような「共同受注」の仕組みの構築も必要と考えます。

超短時間就労の仕組みを作ったのを機会に、就労継続A型、B型での仕事も求める仕組みの構築も障がい者の社会参加をひろげるためには有効と考えますが、見解を伺います。

Ⅳ 次は羽田新ルートについてです

①新ルートは2020年３月末から開始されましたが、当時、既にコロナ禍の影響で減便が始まっており、本格的に便数が戻ってきたのは昨年秋以降です。品川区が特に強く影響を受ける南風運用に限れば、この春からが新ルート計画数が100％実施される初めての年度と言ってよいと思います。

その意味では、区は、これまでにも増して区としての騒音の測定をしっかり実施し、その数値を公表すべきです。区民の苦情などご意見を聴きとる窓口についての広報をあらためて行い、その声を積極的に国へ届け、その対策を強く求めるべきと考えますが見解を伺います。

②国は、2020年6月以来、騒音負担軽減のため「固定化回避検討会」を立ち上げて、検討を重ねていると主張していますが、一昨年2022年8月の第5回検討会ｄを最後に、昨年秋までに開催されるはずであった次の検討会が開かれぬまま既に１年10ヶ月が経過しています。この間、区では区民アンケートを実施、昨年12月初めにはその結果を持って森澤区長自らが国交大臣を訪ね、固定化回避検討会の中での品川区への負担軽減策を求め、大臣も重く受け止めると回答されました。

品川・生活者ネットワークとしては、固定化回避検討会で出されたルート案は実現不可能なものであり、もし無理にこのルート案の通りの航路を設定したとしても、着陸直前に当たる品川区の上空は通らざるを得ず、品川区としてはむしろ「航路の固定化」に繋がるものと判断しています。つまり固定化回避検討会での検討については全く評価をしておりません。

しかし、区としては羽田新ルート問題の解決については、固定化回避検討会での議論に期待すると言い続けてきました。区民の中にも、区長の国交省訪問とそれに対する国交大臣の「重く受け止める」という回答に対し、新たな展開として大いに期待された方もおられるのではないか思います。しかし既にそれから六ヶ月経過した今、何ら国の動きが見えません。この状況に対して、品川区として国に対する更なる強い要請が必要と考えますが、見解を伺います。

国が羽田新ルート問題の解決策として打ち出した固定化回避検討会での検討も行われないという現状を鑑みれば、品川区としても「新ルート撤回」の意見を主張すべき時と考えますが見解を伺います。